

重要事項説明書 変更同意書

様（以下「利用者」という。）と、医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ（以下「事業者」という。）の間で締結した契約書及び説明、同意した重要事項説明書に関し、短期入所生活介護サービスの実施に伴い、以下の通り内容を変更いたします。

【変更内容】

下記内容の追記

1 虐待、身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。虐待の防止および身体拘束の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員へ定期的な研修等を通じて、人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。サービスの提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

虐待の防止および身体拘束の防止のための指針を整備します。虐待防止に関する担当者を置きます。

2 業務継続計画（BCP）の策定等、感染症や非常災害の発生時について

業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止のための措置、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

3 ハラスメント対策について

事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記①から③のいずれかの行為に該当するものとします。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ。

年 月 日

事業者は、利用者に対して本書面に基づいて変更内容を説明いたしました。

(事業者)

事業者名	医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ		
住 所	〒177-0034 東京都練馬区富士見台三丁目55番3号 2階から4階		
電 話	03-6915-9661		
代表者名	理事長 平良 真一郎		
	管理者 平良 真吾		印
説明者名	生活相談員		印

私は、本書面に基づいて事業者から変更事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(家族または代理人)

住 所

氏 名 印